



の規定により公示する。

平成二十七年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名 又は 名称	指定介護予防サービス事業者	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指定期間 年月日
氏名又は名称 主たる事務所の所在地又は住所	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指定期間 年月日
氏名又は名称 主たる事務所の所在地又は住所	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指定期間 年月日
氏名又は名称 主たる事務所の所在地又は住所	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指定期間 年月日
氏名又は名称 主たる事務所の所在地又は住所	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指定期間 年月日

青森県告示第四百三十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十七年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定期間 年月日
名称 主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定期間 年月日
名称 主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定期間 年月日
名称 主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定期間 年月日
名称 主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定期間 年月日

青森県告示第四百三十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十七年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を廃止する事業所	廃止 年月日
名称 主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を廃止する事業所	廃止 年月日
名称 主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を廃止する事業所	廃止 年月日
名称 主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を廃止する事業所	廃止 年月日
名称 主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を廃止する事業所	廃止 年月日

株式会社かいこの窓口	東京都港区東麻布一丁目七の三第二階ビル八階	重度訪問介護	かいこの窓口 十和田支社	十和田市西十二番町一〇の二二八ピネス一階B号室	"
------------	-----------------------	--------	-----------------	-------------------------	---

青森県告示第四百三十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十七年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	年 指 定 月 日
協立訪問看護ステーション	青森市東大野二丁目三の七	平成二七・六一
サイトウ整形外科クリニック	三沢市緑町三丁目一の三	"
医療法人新緑会ふくだ脳神経・整形外科クリニック	弘前市大字早稲田二丁目四の四	"
あおぞらクリニク	三沢市中央町四丁目一の二	"
イオン薬局つがる柏店	つがる市柏稲盛幾世四一の一	"
ミント薬局	八戸市大字湊町字上田屋前二九の二三	"
アポテック白山台店	八戸市東白山台二丁目三五の六	"
仙真堂薬局青森労災病院前店	八戸市大字白銀町字南ヶ丘二の六	"
ベイ薬局緑ヶ丘店	むつ市緑ヶ丘三五の四	"

タムラ薬局	三沢市緑町三丁目一の二八	"
好醫院	青森市大字浜田字玉川二四七の一ヴァンピール南青森一階	"

青森県告示第四百四十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から名称を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十七年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	小川原湖クリニック	上北郡東北町上北北一丁目三四の四五	平成二七・六一
変更後	医療法人小川原湖クリニック		

青森県告示第四百四十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十七年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	年 指 定 月 日
	青森県知事 三 村 申 吾	

おかしま調剤薬局はまなす

青森市はまなす二丁目一七の六

平成  
二七・四・三〇

# 公 告

## 毒物劇物取扱者試験の施行

平成二十七年毒物劇物取扱者試験を次のとおり施行するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）第八条の規定により公告する。

平成二十七年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

### 一 試験の期日及び場所（筆記試験、実地試験共に）

#### 1 期日

平成二十七年九月十四日（月）

#### 2 場所

青森市大字浜館字間瀬五八の一

青森県立保健大学

### 二 受験願書受付期間

平成二十七年七月一日（水）から同月七日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く）。

受付時間は午前八時三十分から午後五時までとする。ただし、郵送による場合は、書類が完備されているもの限り、七月七日までの消印のあるものは、有効とする。

### 三 受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇

青森市長島一丁目一の一

青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループ

### 四 その他

受験願書用紙は、県内の各県型保健所及び青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループ（電話

〇一七 七三四 九二八九）に問い合わせること。

## 特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第十七条第十項の規定により、小泊地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、同条第十一項において準用する同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

### 一 縦覧に供する書類

小泊地区特定漁港漁場整備事業計画の変更案

### 二 縦覧場所

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び中泊町水産観光課

### 三 縦覧期間

平成二十七年六月十二日から同年七月二日まで

### 四 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、中泊町水産観光課にあつては、その執務時間内とする。

# 出 先 機 関

## 土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、三戸土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年六月十二日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

役員別の氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事 山下 正一	三戸郡三戸町大字貝守字南一ノ渡一〇	平成二七・四・三就任
道頃 和男	南部町大字沖田面字上村三	"
石亀 健	三戸町大字六日町五〇	"
水梨 啓一	大字斗内字沢田六の一	"
田畑 良一	大字川守田字川代八の一	"
白山 英昭	大字川守田字川代八の一 字草鞋平五八の	"
長根 勲	大字梅内字村中二四の一	"
奥山 竹男	大字斗内字野月二九の一	"
越後 正博	大字梅内字上野平一四の一	"
大村 幸寛	大字川守田字境沢三六	"
本木 実	大字梅内字留ヶ崎三四の一	"
工藤 洋一	大字袴田字上屋敷七の一	"
坂本 重悦	南部町大字小向字正寿寺八八の一	"
小笠原君男	三戸町大字斗内字指ノ久保一の一	"
赤石 裕	南部町大字玉掛字上村中八	"
佐々木義郎	大字沖田面字千刈七二の一	"
佐々木明光	三戸町大字泉山字船場ノ上一の一	"
松本 義友	大字豊川字北向三八	"
山下 正一	三戸町大字貝守字南一ノ渡一〇	平成二七・四・三退任
道頃 和男	南部町大字沖田面字上村三	"
石亀 健	三戸町大字六日町五〇	"
水梨 啓一	大字斗内字沢田六の一	"
田畑 良一	大字川守田字川代八の一	"
長根 勲	大字梅内字村中二四の一	"
佐藤 達男	大字斗内字森ノ上三九の一	"

高原 陸巳	大字梅内字上野平一の一	"
西村 信情	南部町大字赤石前田三六の一	"
松原 一夫	三戸町大字豊川字下村中一の一	"
白山 英昭	大字川守田字草鞋平五八の	"
上野 隆男	大字斗内字上ノ平五七	"
奥山 竹男	字野月二九の一	"
大村 幸寛	大字川守田字境沢三六	"
遠藤 太悦	大字梅内字遠藤六一	"
佐々木直文	大字泉山字泉山三	"
工藤 洋一	大字袴田字上屋敷七の一	"
松本 義友	大字豊川字北向三八	"
坂本 重悦	南部町大字小向字正寿寺八八の一	"
川市 豊	三戸町大字川守田字川代二八	"
佐々木義郎	南部町大字沖田面字千刈七二の一	"
本木 実	三戸町大字梅内字留ヶ崎三四の一	"
中村 存	大字斗内字丹内坪二七	"

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、下長土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年六月十二日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

役員別の氏名	住 所	退任の年月日
理事 小笠原小治	八戸市大字尻内町字尻内二五	平成二七・四・三〇

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭